

社会福祉法人周南市社会福祉事業団

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備を行うため、以下のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間

2. 目標、実施時期、取組内容

《女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法共通の目標》

【目標1】 職員一人当たりの有給休暇取得率を70%以上とする。

《実施時期・取組内容》

- 2026年4月～休暇の取得を促進するため、休暇を取りやすい雰囲気醸成や環境づくりにつとめる。
- 2027年4月～全職員の有給休暇の取得状況を把握し、取得日数の少ない職員には個別に呼びかけを行う。

【目標2】 男性職員の育児休業を取得した者を2名以上とする。

《実施時期・取組内容》

- 2026年4月～男性職員の育児休業取得に関する制度や取得事例を周知する。
- 2027年4月～育児休業取得の可能性のある職員が所属する管理職を対象に制度理解促進研修を実施する。
- 2028年4月～育児しやすい職場づくりの取組を機関紙や採用情報等を通じて、積極的に発信し、若手の採用・定着につなげる。

【目標3】 全職員の計画期間内における時間外・休日労働時間の平均が各月10時間未満とする。

《実施時期・取組内容》

- 2026年4月～管理職を中心に時間外労働の原因を分析し、現状把握を行う。
- 2027年4月～現状把握の結果に基づき、業務の効率化を図る。
- 2028年4月～時間外労働等が多い部署や職員に対して業務内容の見直しを行う。